

ひとりなやで悩まないで、 相談そうだんしましょう

やくもちょうこ そうだん
八雲町子ども*の*いじめ相談ダイヤル

0137-63-3130

そうだん じかん
相談できる時間

げつ きん しゅくじつ ねんまつねんし
月～金（祝日と年末年始はのぞく）の9:00～17:00

- いじめられてこまっています。（じどうせいとのみなさん）
- ともだちがいじめをうけています。（じどうせいとのみなさん）
- 自分の子どもがいじめを受けています。（保護者の方々）
- 近所の子どもがいじめを受けています。（地域の方々）

やくもちょうこ そうだん <八雲町子ども*の*いじめ相談ダイヤル>

- やくもちょうきょういくいいんかい がっこうきょういくかしょくいん たいおう
- ・八雲町教育委員会の学校教育課職員が対応します。
- ・相談の内容に応じて学校と協力して、いじめの解消にあたります。
- ・上記時間内でも、担当者が不在のことがあります。

※じょうきじかんがいあふ たんとうしゃみざい とき 上記時間外及び担当者不在の時

ほうほう
つぎの方法があります。

- ① るすばんでんわ き か なまえ れんらくさきでんわ
そのまま留守番電話に切り替わるので、お名前と連絡先電話
ばんごう ろくおん のちほど でんわ
番号を録音してください。後程、こちらからお電話いたします。
- ② いそ そうだん ばあい
急いで相談したい場合は
ほっかいどうこ そうだんしえん でんわ
北海道子ども相談支援センターへ電話してください。
まいにち じかんそうだん
0120-3882-56（毎日24時間相談できます。）

八雲町教育委員会

みんなで力を合わせ、いじめから子どもを守ります！

子どもの役割 (条例第4条)

- お互いに思いやり、どんな理由があってもいじめをしません。
- いじめを受けた場合には一人で悩むことなく、周りに相談します。
- いじめを見かけたり、友達から相談された場合には、学校や家族、関係機関などに相談します。

いじめ防止と解決のための基本的な考え方を明らかにして、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるために条例を制定しました。

「いじめ」とは…？

「いじめ」とは、「当該児童生徒と一定の人間関係にある者が行う心理的、物理的な影響を与える行為であって、当該児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいいます。

町の責務 (条例第5条)

- いじめ防止、いじめ問題に迅速に 대응できる体制をつくります。
- 必要がある場合に調査機関を設置し、独自に調査を行います。
- 子どもを守る施策を実施します。
- 学校を支える体制を作ります。

町民等の責務 (条例第8条)

- 地域において子どもを見守り、声かけ等を行います。
- いじめを発見した時は、速やかに町、学校等に情報を提供します。

学校の責務 (条例第6条)

- 社会性や規範意識、豊かな人間性をはぐくむ教育活動を行います。
- 未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。
- いじめを認知した場合は速やかに教育委員会に報告します。

保護者の責務 (条例第7条)

- いじめは絶対に許されない行為であることを教えます。
- いじめを察知した時は速やかに学校や町に連絡します。
- いじめが発覚した時は学校や町と連携して解決に当たります。

「八雲町子どものいじめ防止条例」の詳しい内容は八雲町ホームページでご覧になれます。

<http://www.town.yakumo.lg.jp/>

八雲町教育委員会